

事 務 連 絡  
平成 2 9 年 4 月 3 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育施設の管理下における児童の災害に対する  
独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の実施について

子ども・子育て支援施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 8 号）」が成立し、平成 2 9 年 4 月 1 日から、企業主導型保育施設の管理下における児童の災害が、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となりました。

同制度においては、原則として、契約締結期限及び共済掛金の支払期限を 5 月末までとし、当該年度の 4 月 1 日以降に発生した児童の災害を給付対象としていますところ、平成 2 9 年度においては、特例措置として、企業主導型保育施設の災害共済給付に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限については、7 月 3 1 日までとされております。

貴協会におかれましては、これらのことについて、企業主導型保育施設の設置者等に対する周知を行っていただきますとともに、ホームページへの掲載等による周知についても御協力をお願いいたします。

また、本日付で、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事等あて別添のとおり通知されておりますので情報提供いたします。

※独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の詳細については、同センターホームページ「学校安全 Web」を御参照いただきますようお願いいたします。

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/102/Default.aspx>